

# つくば市屋外広告物条例の概要

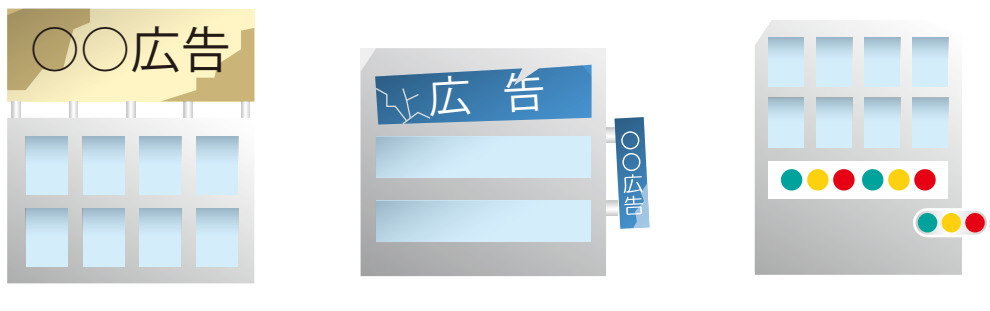




## 禁止広告物

次の広告物等を表示又は設置することはできません。

- 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険なもの
- 構造又は設置の方法が危険なもの
- 風圧又は地震その他の震動や衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの活用を妨げるおそれのあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



【このような広告物等は違反です】

## 禁止地域

次の地域又は場所には、広告物等を表示又は設置することはできません。

- 文化財保護法により重要文化財に指定された建造物の存する敷地並びに史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された地域
- 茨城県文化財保護条例により有形文化財又は有形民俗文化財に指定された建造物の存する敷地並びに県指定史跡名勝天然記念物の地域
- つくば市文化財保護条例により有形文化財又は有形民俗文化財に指定された建造物の存する敷地並びに市指定史跡名勝天然記念物の地域
- 森林法による名所又は旧跡の風致の保存のための保安林の地域
- 茨城県自然環境保全条例により指定された自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
- 都市公園法に規定する都市公園



## 許可地域

禁止地域以外の地域では、第1種から第5種までの許可地域が定められています。許可地域において広告物等を表示又は設置しようとする者は、許可地域の区分に応じて規定された基準（高さ、形状、意匠、色彩（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z8721による。以下同じ）、表示面積等）を遵守し、許可を受けなければなりません。

許可地域の区分	該当する用途地域等
第1種地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 用途地域                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域</li> <li>・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域</li> </ul> </li> <li>■ 自然公園法に規定する国定公園</li> </ul>
第2種地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 研究学園都市建設法第2条第3項に規定する研究学園地区及びその周囲250m以内の区域</li> <li>■ 研究学園都市計画区域内において都市計画法第20条第1項の規定により告示された都市計画道路の敷地境界から250m以内の区域</li> </ul>
第3種地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第1種地域及び第2種地域以外の地域で、道路及び鉄道に接続する地域で、市長が定める範囲内にある地域</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常磐自動車道及び首都圏中央連絡自動車道の敷地境界から500m以内の区域</li> <li>・ 指定道路*の敷地境界から50m以内の区域（ただし、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を除く。）</li> <li>※国道、県道筑西つくば線、県道取手つくば線の一部、県道つくば真岡線の一部、県道沼田下妻線の一部、県道笠間つくば線、県道筑波山公園線、県道桜川土浦自転車道線</li> <li>・ 指定道路以外の道路の敷地境界から5m以内の区域</li> <li>・ つくばエクスプレスの敷地境界から100m以内の区域（ただし、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を除く。）</li> <li>・ 信号機を中心として半径10m以内の区域</li> </ul>
第4種地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第1種地域、第2種地域及び第3種地域以外の地域で、次の地域                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域</li> </ul> </li> </ul>
第5種地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第1種地域、第2種地域、第3種地域及び第4種地域以外の地域</li> </ul>

## 許可地域の区分ごとの許可基準

		第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域
建築物の延べ面積に応じた自家広告物等の合計表示総面積の上限	1,000㎡以下	15㎡	30㎡	100㎡	150㎡	200㎡
	1,000㎡超え	30㎡	45㎡			
	3,000㎡以下	60㎡	75㎡			
	3,000㎡超え	90㎡	100㎡			
	6,000㎡以下					
6,000㎡超え						
1の広告物の表示総面積の上限 ( )内は近隣商業地域、商業地域及び準工業地域		15㎡	15㎡ (20㎡)			

### 【特記事項】

- ・ 第1種地域、第2種地域又は第3種地域においては自家広告物等（自己の名称等を自己の事業所等に表示する広告物及び表示物件）に限る。
- ・ 地上から広告物等（壁面利用広告及びアドバルーンを除く）の上端までの高さが31m以下であること。
- ・ 広告物等の裏面、側面、脚部等については、広告物の表示面と調和した塗装をするなど良好な景観に配慮されていること。
- ・ ネオン管その他の照明を使用する広告物等については、昼間における良好な景観の維持に必要な対策を講じられていること。

## 広告物等の種類ごとの許可基準

### 1 野立広告の基準

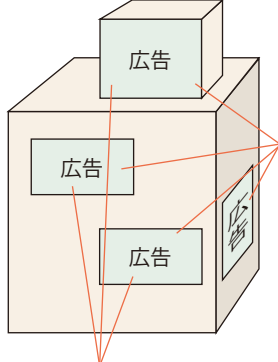
許可地域	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
1の面の表示面積の上限	15㎡	15㎡ (20㎡) <sup>*1</sup>	30㎡	30㎡	30㎡	 <p>地上から上端までの高さ</p>
1の広告物の表示総面積の上限	15㎡	15㎡ (20㎡) <sup>*1</sup>	100㎡	120㎡	120㎡	
高さの上限	10m	10m (15m) <sup>*2</sup>	12m (15m) <sup>*2</sup>	12m	12m (15m) <sup>*2</sup>	
色彩	表示面積の4分の1を超えて彩度が10（色相がR、Y R又はYである場合は、彩度12）を超える色彩を使用しないこと。					両面に表示する場合は、両面の表示面積の合計が1の広告物の表示総面積となります。
その他	自家広告物等以外の広告物等（ロードサイン） <sup>*3</sup> にあつては、以下の基準を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>相互間の距離が次のとおりであること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路の沿線 50m以上</li> <li>(2) 鉄道の沿線 100m以上</li> </ul> </li> <li>見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先を明示すること。</li> </ul>					

※1 近隣商業地域、商業地域又は準工業地域 ※2 商業地域

※3 第4種地域又は第5種地域でのみ表示又は設置可能です。

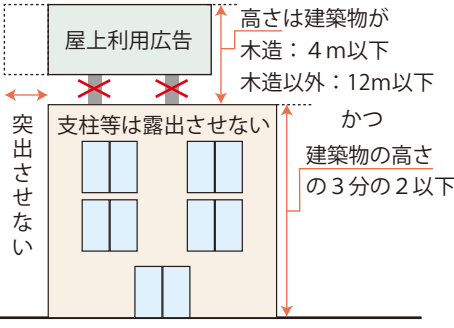
### 2 建築物利用広告（屋上利用広告、壁面利用広告、突出広告）の基準

#### (1) 共通基準

表示総面積の合計	各広告物の表示総面積の合計が、建築物の壁面総面積（壁面の鉛直投影面積（地上から高さが31mを超える建築物にあつては、31mまでの壁面の鉛直投影面積）の合計）の3分の1以下であること。	 <p>表示総面積の合計が壁面総面積の3分の1以下</p> <p>1方向から見た表示面積の合計が壁面面積の2分の1以下</p>
1壁面の表示面積の合計	1の壁面に対して垂直に見た各広告物の表示面積の合計が、当該方向から見た建築物の壁面面積（壁面の鉛直投影面積（地上からの高さが31mを超える建築物にあつては、地上から31mまでの壁面の鉛直投影面積））の2分の1以下であること。	

#### (2) 個別基準

##### ① 屋上利用広告

高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物が木造の場合 4m以下かつ建築物の高さの3分の2以下</li> <li>建築物が木造以外の場合 12m以下かつ建築物の高さの3分の2以下</li> </ul>	 <p>高さ：建築物が木造：4m以下 木造以外：12m以下</p> <p>かつ建築物の高さの3分の2以下</p> <p>支柱等は露出させない 突出させない</p>
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上の端から突出しないこと。</li> <li>広告物等の支柱及び骨組みが露出しないよう外壁等で遮蔽すること。</li> </ul>	
色彩	表示面積の4分の1を超えて彩度が10（色相がR、Y R又はYである場合は、彩度12）を超える色彩を使用しないこと。	

## ② 壁面利用広告

表示面積の合計	1の壁面につき表示面積の合計（建築物を利用して表示する広告幕を含む）が50㎡以下かつ壁面面積の5分の1以下	
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面の外郭線から突出しないこと。</li> <li>窓その他の開口部をふさがないこと。</li> </ul>	
色彩	表示面積の4分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用しないこと。ただし、広告面板が無く、文字等のみで構成された広告物（箱文字）又は直接表示された広告物を除く。	

## ③ 突出広告

形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面からの出幅は1m以下</li> <li>上端が外壁の上端から突出しないこと。</li> <li>1の壁面につき2列以下</li> <li>厚さが0.5m以下</li> <li>同じ列に設置する場合は、出幅及び厚さが同じであること。</li> </ul>	
高さ	<p>道路に突出して設置する場合は、地上から下端までの高さが次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道のある場合 2.5m以上</li> <li>車道及び歩道の区別のない場合 4.5m以上</li> </ul>	

## 3 広告幕の基準

### (1) 建築物を利用して表示する広告幕

表示面積の合計	1の壁面につき表示面積の合計（壁面利用広告を含む）が50㎡以下かつ壁面面積の5分の1以下	
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓その他の開口部をふさがないこと。</li> <li>壁面の外郭線から突出しないこと。</li> </ul>	

### (2) 建築物以外の物件を利用して表示する広告幕

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>長さが10m以下で、幅が1m以下であること。</li> <li>1物件につき3枚以下であること。</li> <li>地上から上端までの高さが15m以下であること。</li> <li>自家広告物であること。</li> <li>野立広告とあわせて表示する場合は、野立広告の表示面積と合計した表示面積が30㎡以下で、かつ、野立広告の表示総面積と合計した表示総面積が120㎡以下であること</li> </ul>	
----	--	--

#### 4 その他の広告物等の基準

##### (1) はり紙又は立看板

基準	表示面積が1㎡以下であること。
----	-----------------

##### (2) 広告旗

基準	表示面積が2㎡以下であること。
----	-----------------

##### (3) はり札

基準	表示面積が0.3㎡以下であること。
----	-------------------

##### (4) アーチ

基準	<ul style="list-style-type: none"><li>表示面積が30㎡以下であること。</li><li>表示総面積が60㎡以下であること。</li><li>地上から脚柱以外の部分（広告物を含む。）の下端までの高さが4.5m以上であること。</li><li>地上から上端（広告物の上端を含む。）までの高さが10m以下であること。</li></ul>
----	--

##### (5) つり下げ広告

基準	<ul style="list-style-type: none"><li>表示面積が1㎡以下であること。</li><li>地上から下端までの高さが次のとおりであること。<ul style="list-style-type: none"><li>ア 歩道のある場合 2.5m以上</li><li>イ 車道及び歩道の区別のない場合 4.5m以上</li></ul></li></ul>
----	---

##### (6) アドバルーン

基準	<ul style="list-style-type: none"><li>気球の直径が3m以下であること。</li><li>掲揚綱の長さが45m以下であること。</li></ul>
----	---

##### (7) 消火栓標識広告

基準	<ul style="list-style-type: none"><li>縦が0.4m以下で、横が0.8m以下であること。</li><li>標識板の下部の突出方向が標識板と同一方向であること。</li><li>案内誘導広告であること。</li></ul>
----	--

##### (8) バス停留所標識広告

基準	<ul style="list-style-type: none"><li>表示面積が停留所表示板の表示面の3分の1以下とすること。</li><li>案内誘導広告であること。</li></ul>
----	---

##### (9) 置広告

基準	<ul style="list-style-type: none"><li>自家広告物であること。</li><li>表示面積の4分の1を超えて彩度が10（色相がR、YR又はYである場合は、彩度が12）を超える色彩を使用しないこと。</li></ul>
----	---

##### (10) 横断幕

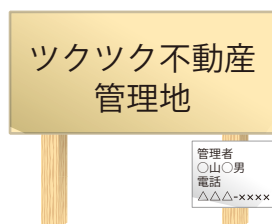
基準	<ul style="list-style-type: none"><li>地上から下端までの高さが次のとおりであること。<ul style="list-style-type: none"><li>ア 歩道の場合、2.5m以上</li><li>イ 車道の場合、4.5m以上</li></ul></li></ul>
----	--

## 適用除外の広告物等

社会生活を営むうえで最小限必要な広告物等は、一部規定の適用を除外します。

### 1 禁止地域又は禁止物件の制限を受けず、許可も不要となるもの

- 法令の規定により表示又は設置する広告物等
- 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置する広告物等
- 公職選挙法に基づく選挙運動のために表示又は設置する広告物等
- 自己管理地広告物等（自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置する広告物等）で、許可基準に適合し、合計表示総面積  $1\text{ m}^2$  以下のもの
- 公益上必要な施設又は物件に寄贈者等を表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類に表示する広告物で宣伝の用に供さないもの
- 自家広告物等で合計表示総面積が第1種地域、第2種地域及び第3種地域であっては  $5\text{ m}^2$  以下、第4種地域及び第5種地域であっては  $10\text{ m}^2$  以下のもので許可基準に適合するもの



自己管理地広告物等で許可基準に適合し、合計表示総面積が  $1\text{ m}^2$  以下



自家広告物等で許可基準に適合し、合計表示総面積が  
第1種～第3種地域→  $5\text{ m}^2$  以下  
第4種、第5種地域→  $10\text{ m}^2$  以下

### 2 禁止地域の制限を受けず、許可も不要となるもの

- 冠婚葬祭のために一時的に表示又は設置する広告物等で表示期間が7日以内のもの
- 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で宣伝の用に供さないもの
- 講演会、展覧会、音楽会等のため、これらの会場の敷地内に表示又は設置する広告物等
- 電車又は自動車に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 使用の本拠の位置が他の市区町村の区域内に存する自動車に当該他の市町村の存する都道府県の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物
- 人、動物、車両（電車又は自動車を除く。）、船舶、航空機等に表示する広告物
- 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- 町内会、自治会、PTA、青少年育成団体、交通安全関連団体その他これらに類する団体が地域の安全その他地域社会の公益に資することを目的として表示又は設置する広告物等で表示面積が  $5\text{ m}^2$  以下であり、かつ、信号機から  $5\text{ m}$  以上離れているもの
- 公益上やむを得ないと認められる広告物等  
※ 救急病院等の規定による救急病院若しくは救急診療所が救急病院等であることを表示するもの又は学校教育法の規定による学校がその名称を表示する自家広告物等で、点滅する照明を使用せず、合計表示総面積が  $15\text{ m}^2$  以下のもの

### 3 許可を受けることにより、禁止地域又は許可地域の制限を受けなくなるもの

車体利用広告（電車又は自動車に表示する広告物で  $15\text{ m}^2$  を超えるもの）

#### 【許可基準】

- ・ 車体の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。
- ・ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。



#### 4 許可を受けることにより、許可地域の制限を受けないもの

■道標、案内図板その他公共的目的を持つ広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等

##### (1) 近隣店舗等案内広告

###### 【許可基準】

- ・（市内に存する店舗等）  
店舗等の案内誘導を目的とする広告物等であること。
- ・（市外に存する店舗等）  
広告物の表示等をしようとする場所から10km以内の場所に存する店舗等の案内誘導を目的とする広告物等であること。
- ・表示面積が2㎡以下（3以上の店舗等が共同して設置する場合5㎡以下）
- ・地上から上端までの高さが3m以下（3以上の店舗等が共同して設置する場合5m以下）
- ・設置個数が1店舗等につき3個以下
- ・表示する内容が、名称、方向、距離等案内誘導のために必要最小限の内容であること。
- ・信号機から5m以上離れていること。
- ・ネオン管を使用しないこと。
- ・点滅する照明を使用しないこと。
- ・回転灯を使用しないこと。
- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- ・表示面積の4分の1を超えて彩度が8を超える色彩を使用しないこと。
- ・広告物の見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先が明示されていること。

##### (2) 電柱袖付広告

###### 【許可基準】

- ・縦が1.25m以下であり、横が0.45m以下であること。
- ・地上から下端までの高さが次のとおりであること。
  - ア 車道及び歩道の区別がある場合 2.5m以上
  - イ 車道及び歩道の区別がない場合 4.5m以上
- ・車道及び歩道の区別がある道路において車道部分と歩道部分の境に位置する電柱又は街灯柱に取り付ける場合は、歩道部分に向けて突出すること。
- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- ・案内誘導広告であること。
- ・信号機から5m以上離れていること。

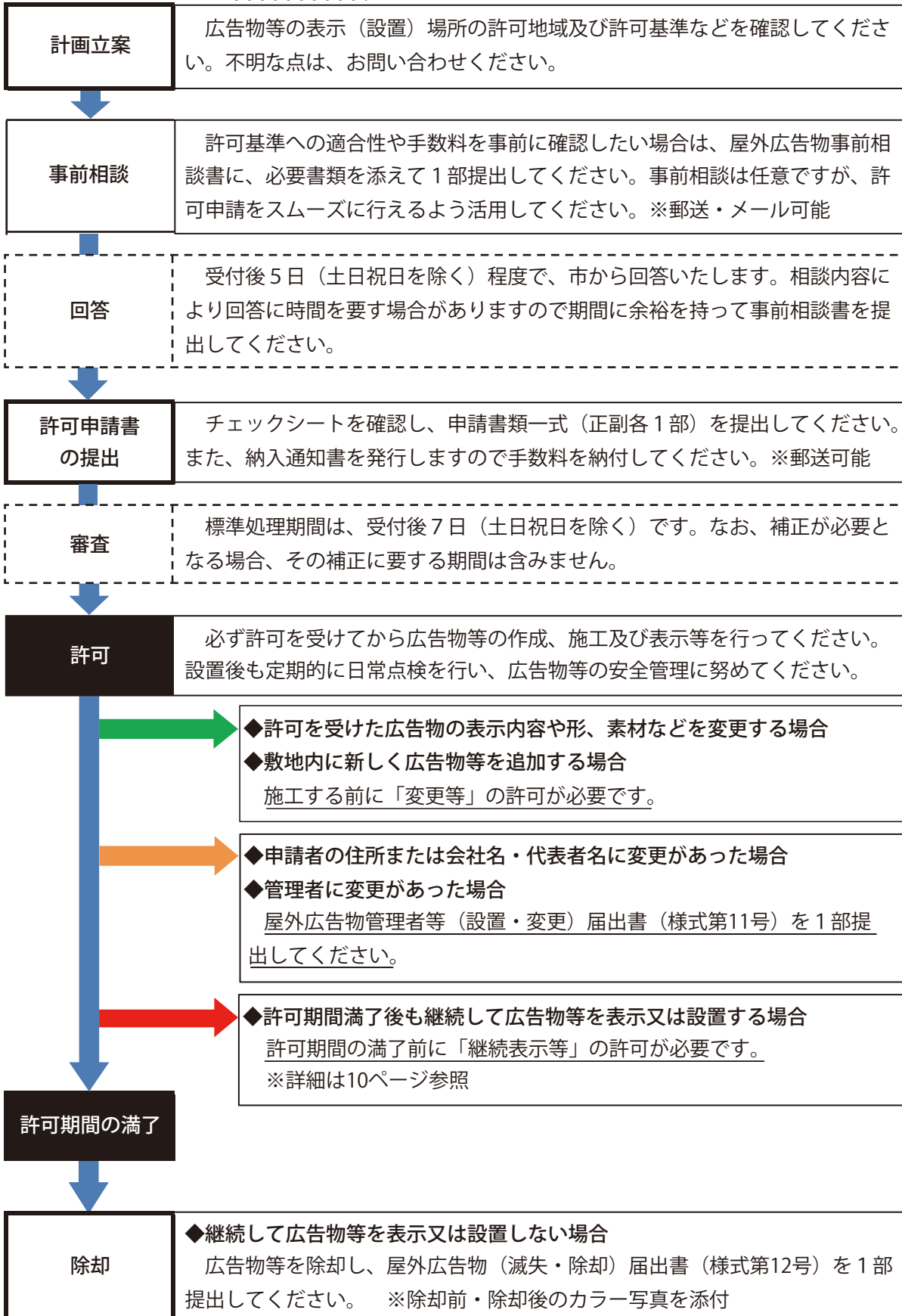
##### (3) 電柱巻立広告及び電柱塗装広告

###### 【許可基準】

- ・地上から1.5m以上3.2m以下の位置に表示すること。
- ・電柱1本につき電柱巻立広告と電柱塗装広告をあわせて表示しないこと。
- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- ・案内誘導広告であること。
- ・信号機から5m以上離れていること。

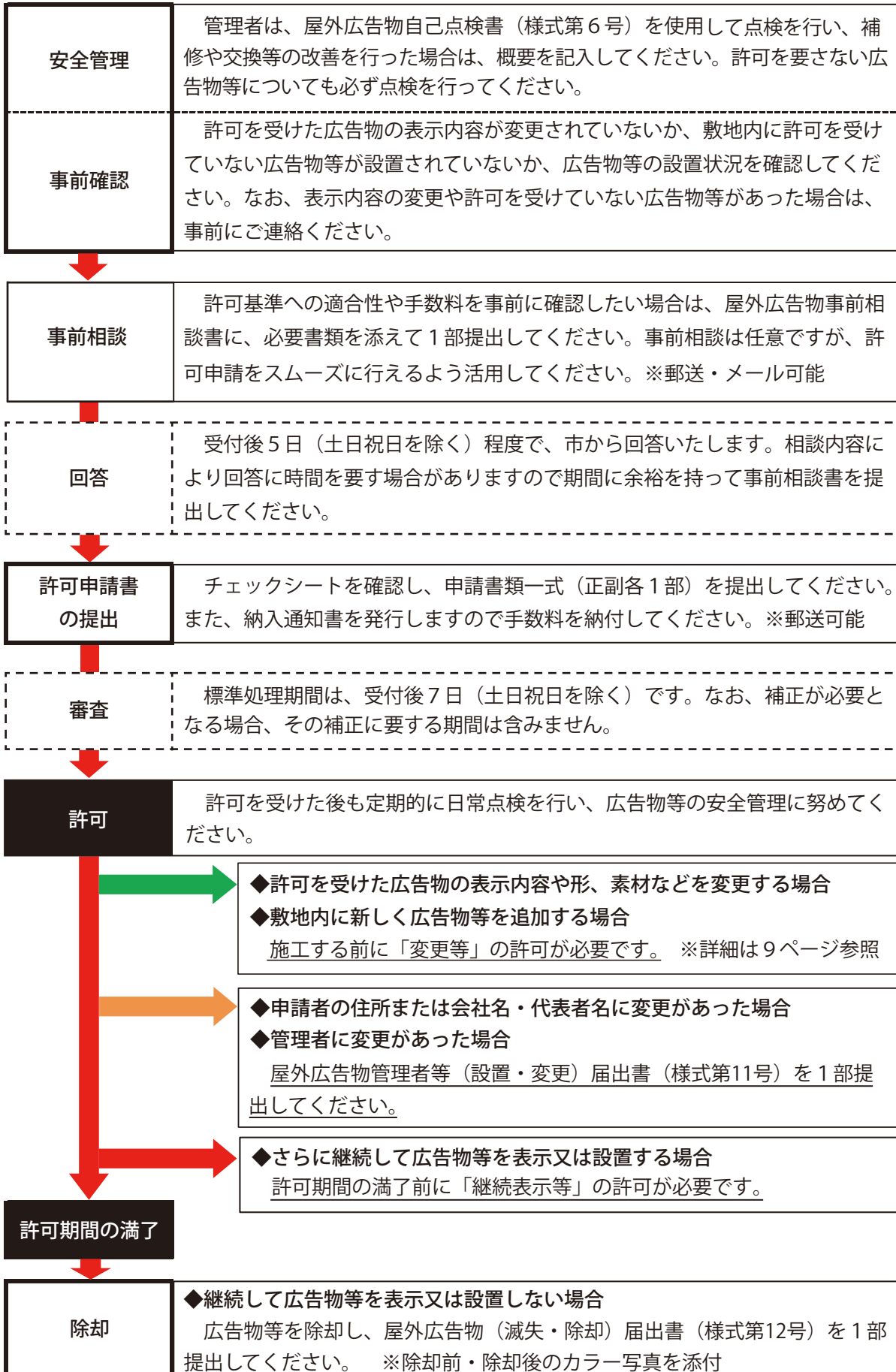
## 許可申請の流れ

- ◆新規 ※広告物等を表示（設置）する場合
  - ◆変更 ※表示内容を変更する場合、広告物等を追加する場合
- 以下の流れに従い、施工する前に許可を受けてください。



## 許可申請の流れ

- ◆**継続** ※許可期間満了後も継続して広告物等を表示（設置）する場合  
以下の流れに従い、許可期間が満了する前までに許可を受けてください。



## 許可申請手続の詳細

- ・申請書等の様式
- ・チェックシート
- ・記入例及び作成例
- ・疑義解釈及び手続に係るQ&A



ホームページに掲載しています。

記載の無い事項及び許可申請の可否等、不明な事項や個別に判断を要する事項については別途お問い合わせください。

ホームページの掲載場所

(トップページ>まちづくり・事業者>都市計画・街並み>街並み景観>つくば市屋外広告物条例)

## 申請書類の提出方法

- ・来庁の場合は、事前に連絡してください。
- ・郵送の場合は、納付書返信用封筒（長形3号）と許可書返信用封筒（角形2号）を同封してください。なお、郵便物の種類と重量に応じた料金分の切手を貼付してください。

## 「用途地域」と「地域区分」の調べ方

表示（設置）場所の「用途地域」と「地域区分」は、市ホームページの「つくば市都市計画マップ」から調べることができます。

ホームページの掲載場所

(トップページ>都市計画マップ ※よく検索されるキーワード欄)

## 関係法令の遵守

建築確認申請や道路占用許可など、他法令については所管部署等に確認してください。なお、条例に基づく許可申請の際、確認済証や許可書の写しの提出を求めることがありますので、手続漏れの無いよう注意してください。

## 許可申請手数料と許可期間

広告物等の種類に応じた許可申請手数料（つくば市屋外広告物手数料条例）と許可期間を定めています。

広告物の種類	許可申請手数料（単位）	許可期間
野立広告	800円（1基につき3㎡までごと）	3年以内
建築物利用広告	800円（1枚につき3㎡までごと）	
広告幕	800円（1枚につき）	
アーチ	800円（1基につき3㎡までごと）	
近隣店舗等案内広告	800円（1枚につき2㎡までごと）	
置広告	800円（1基につき）	
車体利用広告	800円（1枚につき3㎡までごと）	1年以内
電柱袖付広告	300円（1枚につき）	
電柱巻立広告	300円（1枚につき）	
電柱塗装広告	300円（1枚につき）	
はり札	300円（1件につき10枚までごと）	
つり下げ広告	300円（1枚につき）	
消火栓標識広告	300円（1枚につき）	3月以内
バス停留所標識広告	300円（1枚につき）	
はり紙	300円（1件につき50枚までごと）	
立看板	300円（1枚につき）	
広告旗	300円（1枚につき）	
アドバルーン	1,700円（1個につき）	
横断幕	800円（1枚につき）	

## 広告物等の管理義務

- 1 許可に係る広告物等（はり紙、立看板、広告旗、アドバルーン及び横断幕を除く。）を表示又は設置する者は、資格を有する管理者を置かなければなりません。

### 【管理者の資格要件（規則第15条第1項）】

- 第1号 茨城県の屋外広告業の登録を受けていること
  - 第2号 茨城県の講習会の課程を修了していること
  - 第3号 屋外広告士試験に合格していること
  - 第4号 他の都道府県、指定都市又は中核市の講習会の課程を修了していること
  - 第5号 広告美術科に係る職業訓練指導員免許を所持し、広告美術仕上げに係る技能検定に合格し、又は広告美術科に係る職業訓練を修了していること。
- 2 広告物等を表示又は設置する者や管理者は、広告物等を良好な状態に保持しなければなりません。
  - 3 許可を受けた広告物等には、許可証票（シール）を貼り付けておかなければなりません。
  - 4 許可を受けた広告物の表示内容の変更等をしようとするときは、許可を受けなければなりません。（規則に定めた軽微な変更等を除く。）
  - 5 許可期間満了後もさらに継続して広告物等を表示又は設置しようとするときは、許可を受けなければなりません。
  - 6 許可期間が満了したときは、直ちに広告物等を除却しなければなりません。
  - 7 広告物等を表示又は設置する者や管理者に変更があったときは、届出を行わなければなりません。

## 屋外広告業の登録

茨城県では、屋外広告物の適正な表示を推進するため、平成18年から屋外広告業の登録制度を導入しています。

広告物等の表示又は設置を依頼する場合は、茨城県の登録業者に依頼してください。

登録業者の確認及び登録に関する内容は、茨城県の担当部署にお問い合わせください。

### 【担当部署】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政グループ

TEL029-301-4579

## 違反広告物等に対する是正指導

市では、つくば市違反広告物等是正事務処理要領に基づき、令和元年度から、重点是正地域を指定して、違反広告物に対する是正指導を行っています。詳細は市ホームページを確認してください。

ホームページの掲載場所

（トップページ>まちづくり・事業者>都市計画・街並み>街並み景観>違反広告物等に対する是正指導）

## 違反に対する措置

条例の規定に違反した者が是正勧告に従わないときはその旨を公表します。また、是正勧告に従わないときは、許可の取り消しや罰則の適用があります。

以下の者に対しては、100万円以下の罰金が科せられます。

- ・禁止地域又は禁止物件に広告物等を表示又は設置した者
- ・許可を受けずに広告物等を表示又は設置した者
- ・許可を受けずに広告物の表示内容に変更を加え、又は広告物等を改造した者
- ・違反に対する措置命令に違反した者
- ・規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告又は資料の提出をし、立ち入り検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

提出先・問合せ先

つくば市都市計画部都市計画課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111 (代表)

令和6年1月発行